

(様式1)

令和 年 月 日

大阪市長

補助事業者  
住所  
(法人その他の団体にあつては  
主たる事務所の所在地)  
フリガナ  
氏名  
(法人その他の団体にあつては  
その名称、代表者の氏名)  
(電話番号 )

## 建替事業計画承認申請書

大阪市民間老朽住宅建替支援事業建替建設費補助制度補助金交付要綱第3条第1項の規定に基づき、指定書類を添えて次のとおり申請します。

### 記

#### 1 建替種別

隣地取得型戸建住宅建替 単独建替 共同建替

#### 2 建替計画敷地

地番 大阪市 区

住居表示 大阪市 区

エリア 重点対策地区 対策地区

敷地面積 m<sup>2</sup>

(注)・暴力団排除のため個人情報警察に照会することがあります。  
・暴力団排除のため団体の役員名簿等の提出を求めることがあります。

大阪市記入欄
承認番号

(様式1-2)

事業計画書

(1) 建替事業スケジュール

項目	年月		令和 年														
	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月
建築設計																	
除却工事等																	
建築工事																	
外構工事																	
建替完了報告 提出予定日																	

(注1) この表は建替完了報告提出予定日以外棒状に表してください。(下記の記入例を参照)

(注2) 記入例 ○/○  ○/○ 着手日と完了日に日付を記入してください。)

(2) 建替前 (除却建物棟別概要)

用途	構造	階数	建築及び 増築年	住戸数	床面積※ (補助対象面積)	備考 (除却年・補助事業外等)
				戸	m <sup>2</sup> ( m <sup>2</sup> )	
				戸	m <sup>2</sup> ( m <sup>2</sup> )	
				戸	m <sup>2</sup> ( m <sup>2</sup> )	
				戸	m <sup>2</sup> ( m <sup>2</sup> )	
				戸	m <sup>2</sup> ( m <sup>2</sup> )	
				戸	m <sup>2</sup> ( m <sup>2</sup> )	
				戸	m <sup>2</sup> ( m <sup>2</sup> )	
				戸	m <sup>2</sup> ( m <sup>2</sup> )	
合計				戸	m <sup>2</sup> ( m <sup>2</sup> )	
木造合計					m <sup>2</sup> ( m <sup>2</sup> )	
木造以外合計					m <sup>2</sup> ( m <sup>2</sup> )	
従前居住世帯数	世帯			棟数	棟	

※固定資産 (家屋) 評価証明書に記載された面積

(3) 建替計画

敷地面積	m <sup>2</sup>	住宅棟数	棟	階数	階	構造	造
建築面積	m <sup>2</sup>	延床面積	m <sup>2</sup>		容積率	%	
用途	<input type="checkbox"/> 集合住宅 ( <input type="checkbox"/> 共同住宅 <input type="checkbox"/> 連続住宅 <input type="checkbox"/> 重ね建住宅 ) <input type="checkbox"/> 戸建住宅						
防火地域内等における構造	<input type="checkbox"/> 耐火建築物 <input type="checkbox"/> 延焼防止建築物※1 <input type="checkbox"/> 準耐火建築物 <input type="checkbox"/> 準延焼防止建築物※2						
非住宅部分	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	昇降機	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	住宅用機械式駐車施設	台		

※1 耐火建築物と同等以上の延焼防止性能を有するものとして、国土交通省が定める基準に適合する建築物

※2 準耐火建築物と同等以上の延焼防止性能を有するものとして、国土交通省が定める基準に適合する建築物

住戸タイプ詳細 (集合住宅の場合、記入すること)

住戸タイプ	間取り	戸数 (単身者用)	戸当たり 専用床面積	戸当たり 予定家賃	設備の状況	その他
		戸	m <sup>2</sup>	千円	<input type="checkbox"/> 台所 <input type="checkbox"/> 便所 <input type="checkbox"/> 収納 <input type="checkbox"/> 洗面 <input type="checkbox"/> 浴室	
		戸	m <sup>2</sup>	千円	<input type="checkbox"/> 台所 <input type="checkbox"/> 便所 <input type="checkbox"/> 収納 <input type="checkbox"/> 洗面 <input type="checkbox"/> 浴室	
		戸	m <sup>2</sup>	千円	<input type="checkbox"/> 台所 <input type="checkbox"/> 便所 <input type="checkbox"/> 収納 <input type="checkbox"/> 洗面 <input type="checkbox"/> 浴室	
		戸	m <sup>2</sup>	千円	<input type="checkbox"/> 台所 <input type="checkbox"/> 便所 <input type="checkbox"/> 収納 <input type="checkbox"/> 洗面 <input type="checkbox"/> 浴室	
		戸	m <sup>2</sup>	千円	<input type="checkbox"/> 台所 <input type="checkbox"/> 便所 <input type="checkbox"/> 収納 <input type="checkbox"/> 洗面 <input type="checkbox"/> 浴室	
		戸	m <sup>2</sup>	千円	<input type="checkbox"/> 台所 <input type="checkbox"/> 便所 <input type="checkbox"/> 収納 <input type="checkbox"/> 洗面 <input type="checkbox"/> 浴室	
合 計		戸	m <sup>2</sup>			

非住宅部分詳細 (非住宅部分が有る場合、記入すること)

非住宅部分の用途	<input type="checkbox"/> 店舗等 <input type="checkbox"/> その他 ( )		
住宅専用床面積 (A)	m <sup>2</sup>	住宅共用部分床面積 (B)	m <sup>2</sup>
非住宅専用部分床面積 (C)	m <sup>2</sup>	非住宅共用部分床面積 (D)	m <sup>2</sup>
	住宅率 (A+B) / (A+B+C+D)		%

収支計画

事業費 (消費税抜)	実施設計費	千円	除却費等	千円
	工事監理費	千円	建設工事費	千円
	その他	千円		
	合 計	千円		
他の公的助成、 融資の利用計画	<input type="checkbox"/> 住宅金融支援機構融資 <input type="checkbox"/> 銀行融資 <input type="checkbox"/> その他 ( )			

## 補助事業者一覧

補助事業者（代表申請者も記載のこと）	
氏名	住所・電話番号
(代表申請者欄)	〒 — TEL ( ) —
	〒 — TEL ( ) —

- (注) 1 補助事業者全員を記載してください。
- 2 代表申請者以外の補助事業者は、この要綱に基づく権利、義務、手続き等すべての事柄を代表申請者に委任する旨の委任状を添付してください。
- 3 この要綱に基づく大阪市からの通知は、代表申請者のみに行います。

大阪市長

## 委 任 状

この度、大阪市民間老朽住宅建替支援事業建替建設費補助制度補助金交付要綱の規定に基づく申請をするにあたり、代表申請者と協力して同要綱に定める事項を責任を持って遂行することを誓約するとともに、同要綱に基づく権利、義務及び手続き等すべての事柄について、代表申請者として

\_\_\_\_\_ 氏 に委任いたします。

なお、同要綱に基づき、代表申請者が受領した補助金の返還を求められた場合、当該返還義務については、私儀も代表申請者と連帯してその責任を負うものとします。

補助事業者

住所 〒 \_\_\_\_\_

ふりがな

氏 名 \_\_\_\_\_

- (注)・補助事業者が複数の場合は、代表申請者を除く補助事業者の全員による委任状としてください。
- ・暴力団排除のため個人情報を警察に照会することがあります。
  - ・暴力団排除のため団体の役員名簿等の提出を求めることがあります。

## 計画敷地内の権利者一覧

地名地番	所有者 氏名	補助事業者の 権利の種別	敷地面積(m <sup>2</sup> )

- (注) 1 公図を添付してください。
- 2 計画する敷地の全てについて記載（登記上の筆及び権利ごと）し、計画敷地内の権利者の全てであることを証する書類を添付してください。（登記簿謄本又は、従前建物の所有を目的とする土地の賃貸借契約書及び使用承諾書等による。）
- 3 土地所有者等が複数である場合は、土地所有者等の全員が建替えに同意している旨の書類を添付してください。

様

## 承 諾 書

この度、貴方が大阪市民間老朽住宅建替支援事業建替建設費補助制度補助金交付要綱の規定に基づく申請をするにあたり、以下の土地についての使用を承諾いたします。

### 記

- |   |        |     |                |
|---|--------|-----|----------------|
| 1 | 土地の所在地 | 大阪市 | 区              |
| 2 | 地積     |     | m <sup>2</sup> |

土地所有者  
住所 〒

氏 名

実印

(注) 印鑑登録証明書を添付してください。



様

## 承 諾 書

この度、貴方が大阪市民間老朽住宅建替支援事業建替建設費補助制度補助金交付要綱の規定に基づく申請をするにあたり、私所有の次の建物について除却する事を承諾いたします。

### 記

- |         |                |    |
|---------|----------------|----|
| 1 建物所在地 | 大阪市            | 区  |
| 2 家屋番号  |                |    |
| 3 構造・階数 | 造              | 階建 |
| 4 延床面積  | m <sup>2</sup> |    |

建物所有者  
住所 〒

氏 名

実印

(注) 印鑑登録証明書を添付してください。

大阪市長

## 誓 約 書

この度、大阪市民間老朽住宅建替支援事業建替建設費補助制度補助金交付要綱の規定に基づく申請をするにあたり、同要綱に基づく規定を遵守します。

万一、補助事業の関係者及び従前居住者とトラブルが発生したときは、補助事業者が責任をもって対処するとともに、同要綱に違反した場合において、補助金の一部又は全部について支払いが完了している場合には、既に大阪市から交付された補助金全額を指定された期日までに返還する責を負います。

民老 { 建替事業計画の承認通知日の属する年度内に実施設計に着手し、当該承認通知日から1年以内に建替事業計画認定申請書を提出します。また、建替事業計画の認定通知日の属する年度内に建設工事に着手します。

従前居住者 { 従前居住者の全員が、大阪市民間老朽住宅建替支援事業建替建設費補助制度による建替えに同意した上で、立ち退きについて承諾を得ています。

共同建替 { 共同建替を行う場合、建替え後の建物につきましては共同建替の補助事業者全員で所有します。

隣地取得 { 隣地取得型戸建住宅建替を行う場合、建替事業計画認定申請書は提出せず、建替事業計画の承認通知日の属する年度内に建設工事に着手します。

長屋切取 { 長屋建て建物の一部を除却する際は、構造上同一棟となっている建物の所有者に対し、実施内容・方法、建物の耐久性・耐震性への影響等について説明し、建物の部分を切り離すことについて承諾を得たうえで、大阪市民間老朽住宅建替支援事業建替建設費補助制度補助金交付要綱の規定に基づく申請をします。

なお、本申請は暴力団の利益になるような申請ではなく、建替後の建物は暴力団事務所として使用しません。以上、誓約いたします。

補 助 事 業 者  
住 所

氏 名

(注) 補助事業者が複数の場合は、補助事業者の全員による誓約書としてください。

様

大阪市長

## 建 替 事 業 計 画 承 認 通 知 書

令和 年 月 日付で申請のあった建替事業計画については、大阪市民間老朽住宅建替支援事業建替建設費補助制度補助金交付要綱第3条第2項の審査の結果、承認となりましたので通知します。

記

1 建 替 種 別

2 事 業 期 間 建替事業計画承認日 ～ 令和 年 月 日

3 建 替 計 画 概 要

承 認 番 号	
計 画 敷 地	大阪市 区
敷 地 面 積	m <sup>2</sup>
従 前 建 物 状 況	棟数： 棟 戸数： 戸 階数： 階 構造： 用途： 建築年： 延床面積： m <sup>2</sup> (補助対象床面積： m <sup>2</sup> )
計 画 建 物 概 要	住宅棟数： 棟 戸数： 戸 階数： 階 構造： 用途： 延床面積： m <sup>2</sup>

(注)・事業期間内、かつ、補助金の交付決定通知日の属する年度の3月15日（その日が休日である場合は、同日以前の直近の休日でない日）までに実績報告または建替完了報告を提出しなければなりません。

- ・補助事業の着手（設計契約等）は補助金の交付決定通知日以降に行ってください。
- ・補助事業の内容を変更する場合には、市長の承認を受けなければなりません。変更の申請又は届出を怠った場合は、建替事業計画承認を取り消します。ただし、建替事業計画認定申請までに変更する場合は、この限りではありません。
- ・補助事業を中止し、又は廃止しようとするときは市長の承認を受けなければなりません。
- ・補助事業に係る経費の収支を明らかにした書類、帳簿等を常に整備し、補助事業の額の確定通知日から5年間保存してください。

様

大阪市長

## 不承認通知書

令和 年 月 日付けで申請のあった件については、大阪市民間老朽住宅建替支援事業建替建設費補助制度補助金交付要綱第3条第5項、第6条第10項又は第10条第2項の審査の結果、不承認となりましたので通知します。

### 記

1 補助事業者

住所

氏名

2 建替計画敷地

大阪市 区

3 不承認の理由

(様式3)

令和 年 月 日

大阪市長

補助事業者  
住所

氏名

## 建替事業計画認定申請書

大阪市民間老朽住宅建替支援事業建替建設費補助制度補助金交付要綱第4条第1項の規定に基づき、指定書類を添えて次のとおり申請します。

### 記

1 承認番号

2 建替種別

単独建替  共同建替

3 建替計画敷地

地番 大阪市 区

敷地面積 m<sup>2</sup>

大阪市記入欄

大阪市記入欄

(様式3-2)

令和 年 月 日

様

# 建設工事計画書

作成者

工事場所 大阪市 区

項目	年月	令和 年																	
		月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月			
工程表	建築工事																		
	外構工事																		
	検査済証の交付 建替完了報告																		
部分払予定日	建設工事費																		
	工事監理費																		

(注) 工程表は棒状に表してください。また、部分払予定日は点で表したうえで予定額を記載してください。

## (様式3-3)

## 建設基準チェックリスト

エリア	<input type="checkbox"/> 重点対策地区	<input type="checkbox"/> 対策地区		
	条	項号節	建設基準チェック項目	チェック欄
共通事項	(要領)3	(1)	主な屋外の歩行空間、共用階段及び共用廊下の床の仕上げは、滑りやつまずきに対する安全性に配慮している	
		(2)	主な屋外の歩行空間の階段及び傾斜路並びに共用階段の傾斜部分には、連続した手すりを少なくとも片側に設置(勾配が20分の1以下、又は高低差が16cm以下かつ勾配が12分の1以下の傾斜路を除く)	
		(3)	共用階段及び共用廊下は、手すりの設置等落下防止のための措置を講じること	
防火地域内等における構造等	(要綱別表)	2	<input type="checkbox"/> 耐火建築物 <input type="checkbox"/> 延焼防止建築物 <input type="checkbox"/> 準耐火建築物 <input type="checkbox"/> 準延焼防止建築物	
建物等の後退	(要領)3	(4)	建物及び駐車施設等は、道路境界線から $m \leq 0.5m$ 後退	
		(5)	後退部に緑地等を設ける際は、緊急時に車両が通行できるようにし、塀又はフェンス(隣地境界線に沿って設けるものを除く。)若しくは門を設置しない	
住棟へのアプローチ等	(要領)3	(6)	主な歩行空間の幅員 $m \geq 0.9m$ 高低差が生じる場合にはできる限り傾斜路を設ける	
		(7)	主な屋外階段の勾配は $T \geq 24cm$ かつ $55cm \leq T + 2R (cm) \leq 65cm$ (R: 蹴上げ $cm$ T: 踏面 $cm$ )	
共用階段	(要領)3	(8)	主な共用階段の勾配は $T \geq 24cm$ かつ $55cm \leq T + 2R (cm) \leq 65cm$ (R: 蹴上げ $cm$ T: 踏面 $cm$ )	
		(9)	構造は最上段の通路への食い込みや最下段の通路への突出がないものとする	
		(10)	蹴込板を設置するとともに、蹴込寸法 $cm \leq 3cm$	
共用廊下	(要領)3	(11)	段差が無い(傾斜路設置の場合、勾配 $\leq 1/12$ (高低差が10cm未満の時は勾配 $\leq 1/8$ )	
		(12)	共用廊下の壁の片側に手すりの設置ができる	
空地の整備	(要領)3	(13)	接道部の周辺に一定のまとまりのある空地 $m^2$ (敷地面積の $\% \geq 5\%$ )	
		(14)	道路沿いの屋外床面の仕上げは、タイル、インターロッキング等により美装化する	
駐車施設等	(要領)3	(15)	区画は自動車1台につき $2.3m \times 5.0m$ 以上、自動二輪車1台につき $1.0m \times 2.3m$ 以上、自転車1台につき $0.5m \times 2.0m$ 以上(ラック等、特殊な装置を用いる場合は、幅の縮小が可能)、原動機付自転車1台につき $0.8m \times 2.0m$ 以上とし、区画線等により明示する	
その他	(要領)3	(16)	防災コミュニティ道路の沿道において建替えを行う場合は、3m以上壁面を後退し、整備基準を満たす	
		(17)	狭あい道路の沿道において建替えを行う場合は、道路整備仕様を満たす	
		(18)	標示板を一般の通行人及び賃借人に周知できる位置に表示する	
住宅の規模	(要綱別表)	2	各住戸の住宅専用床面積は $35m^2$ 以上 $120m^2$ 以下で、かつ2以上の居住室を有する	
			小規模住戸の住宅専用床面積は $18m^2$ 以上 $35m^2$ 未満で、かつ1以上の居住室を有する	

(注)・建設基準に合致している項目についてはチェック欄に○印を、該当しない項目については斜線を記載してください。

(様式3-4)

## 居住者（契約者）一覧表

居住者氏名	住所

- (注) 1 現在の居住者（契約者）全員を記載してください。  
2 現在の居住者が無い場合は「なし」と記載してください。

様

大阪市長

## 建替事業計画認定通知書

令和 年 月 日付けで申請のあった建替事業計画については、大阪市民間老朽住宅建替支援事業建替建設費補助制度補助金交付要綱第4条第2項の審査の結果、認定となりましたので通知します。

### 記

1 建替種別

2 事業期間 建替事業計画承認日 ~ 令和 年 月 日

3 建替計画概要

承認番号	
計画敷地	大阪市 区
敷地面積	
従前建物状況	棟数： 棟 戸数： 戸 階数： 階 構造： 用途： 建築年： 延床面積： m <sup>2</sup> (補助対象床面積： m <sup>2</sup> )
計画建物概要	棟数： 棟 戸数： 戸 階数： 階 構造： 用途： 延床面積： m <sup>2</sup>

(注)・事業期間内、かつ、補助金の交付決定通知日の属する年度の3月15日（その日が休日である場合は、同日以前の直近の休日でない日）までに実績報告、建替完了報告を提出しなければなりません。ただし、交付決定がない場合にあっては、事業期間内に建替完了報告を提出しなければなりません。

- ・補助事業の着手（建設工事契約等）は、補助金の交付決定通知日又は全体設計承認通知日以降に行ってください。
- ・補助事業の内容を変更する場合には、市長の承認を受けなければなりません。変更の申請又は届出を怠った場合は、建替事業計画承認を取り消します。
- ・補助事業を中止し、又は廃止しようとするときは市長の承認を受けなければなりません。
- ・補助事業に係る経費の収支を明らかにした書類、帳簿等を常に整備し、補助事業の額の確定通知日から5年間保存してください。

様

大阪市長

## 建替事業計画不認定通知書

令和 年 月 日付けで申請のあった建替事業計画については、大阪市民間老朽住宅建替支援事業建替建設費補助制度補助金交付要綱第4条第3項の審査の結果、不認定となりましたので通知します。

### 記

1 承認番号

2 補助事業者

住所

氏名

3 建替計画敷地

大阪市 区

4 不認定の理由

大阪市長

補助事業者  
住所

氏名

## 補 助 事 業 着 手 届

令和 年 月 日付け(大阪市指令都整 〃 大都整 )第 号で(建替事業計画承認・建替事業計画認定・交付決定・全体設計承認・建替事業計画変更等承認・交付変更承認・全体設計変更承認)のあった件について、補助事業に着手したので、大阪市民間老朽住宅建替支援事業建替建設費補助制度補助金交付要綱第9条又は第9条の2の規定に基づき、次のとおり提出します。

### 記

承 認 番 号	
建 替 計 画 敷 地 (地名地番)	大阪市 区
実施設計費委託契約金額	円 (消費税抜額 円)
工事監理費契約金額	円 (消費税抜額 円)
除却費等契約金額	円 (消費税抜額 円)
建設工事契約金額	円 (消費税抜額 円)

- (注) 1 補助事業の内容、経費の配分又は執行計画の変更をする場合には、市長の承認を受けなければなりません。
- 2 内訳明細書(補助対象項目ごとの事業費が分かる明細書)を添付してください。
- 3 建替事業計画承認、建替事業計画認定、交付決定、全体設計承認、建替事業計画変更等承認、交付変更承認又は全体設計変更承認にかかる通知書の写しを添付してください。
- 4 補助事業のうち、補助対象項目以外についても提出してください。

(様式5-2) 内訳明細書

工事名称：									
名	称	仕	様	数量	単位	金	額	備	考
共	通	仮	設	工	事				
				1	式				
建	築	主	体	工	事				
				1	式				
電	気	設	備	工	事				
				1	式				
給	排	水	衛	生	工	事			
				1	式				
昇	降	機	設	備	工	事			
				1	式				
外	構	工	事						
				1	式				
諸	経	費							
				1	式				
合	計								
				1	式				

(注) 補助対象項目ごとの事業費が分かる明細書も添付すること。

(様式6)

令和 年 月 日

大阪市長

補助事業者  
住所

氏名

## 建替事業計画変更等承認申請書

令和 年 月 日付け大都整 第 号で建替事業計画の(承認・認定・変更等承認)のあった補助事業について、下記のとおり変更したいので申請します。

### 記

1 承認番号

2 変更事項

ア. 補助事業の内容

イ. 補助事業の中止又は廃止

ウ. その他 (

)

3 変更内容

4 変更理由

(様式7)

大都整 第 号  
令和 年 月 日

様

大阪市長

## 建替事業計画変更等承認通知書

令和 年 月 日付けで申請のあった建替事業計画変更等承認申請については、大阪市民間老朽住宅建替支援事業建替建設費補助制度補助金交付要綱第10条第2項の審査の結果、承認となりましたので通知します。

### 記

- 承認番号
- 変更事項
- 変更内容

(注)・事業期間内、かつ、補助金の交付決定通知日の属する年度の3月15日（その日が休日である場合は、同日以前の直近の休日でない日）までに実績報告または建替完了報告を提出しなければなりません。

- 補助事業の内容を変更する場合には、市長の承認を受けなければなりません。変更の申請又は届出を怠った場合は、建替事業計画承認を取り消します。
- 補助事業を中止し、又は廃止しようとするときは市長の承認を受けなければなりません。
- 補助事業に係る経費の収支を明らかにした書類、帳簿等を常に整備し、補助事業の額の確定通知日から5年間保存してください。

(様式8)

令和 年 月 日

大阪市長

補助事業者

住所

氏名

## 補助金交付申請書

大阪市民間老朽住宅建替支援事業について、補助金の交付を受けたいので、大阪市民間老朽住宅建替支援事業建替建設費補助制度補助金交付要綱第6条第1項の規定に基づき、指定書類を添えて次のとおり申請します。

### 記

- 1 建替計画敷地 大阪市 区
- 2 建替種別 隣地取得型戸建住宅建替 単独建替 共同建替
- 3 補助対象項目 除却 実施設計
- ・ 工事監理 共同施設整備 災害時避難通路整備
- 着手(予定)日 年 月 日
- 4 交付申請額 円

大阪市記入欄				
承認番号	エリア	チェック1	チェック2	その他

(様式8-2)

申請額内訳書(年度分)

1 申請額計算書

補助対象項目	補助率 a	補助対象 事業費 j 千円	補助基礎額 b 千円	補助基礎額 改め m 千円	交付申請 額 k 千円	今回申請額 Z 千円	備考	大阪市記入欄	
								1	2
除却費等	/		a × j						
調査設計 計画	実施設計	/							
	工事監理	/							
共同施設 整備	空地等	/							
	住宅用駐車施設整備	/							
	昇降機設置工事	/							
		/							
		/							
災害時避難通路整備	/								
合計			d	dとiの小さい方	c				
補助限度額			i						
申請額						e			

(注) a : 大阪市民間老朽住宅建替支援事業建替建設費補助制度補助金交付要綱 別表3に定める補助率

j : 「3 費用の明細」の区分ごとの補助対象事業費 (j)

b = a × j (千円未満切り捨て)

Z : m - k ただし、部分払金に係る申請にあっては、「4 部分払金に係る申請額計算書」で算定した金額

2 住宅専用床面積による補助限度額

補助対象項目	補助率 a	補助対象面積 及び 台数 f ㎡	限度額単価 g 千円 / ㎡	補助対象 事業費 j 千円	補助基礎額 b 千円	備考	大阪市記入欄	
							1	2
除却費等	/							
調査設計計画費 ・ 共同施設整備費		住宅専用床面積の合計	住宅専用床面積限度額単価					
		住宅用機械式駐車施設台数	機械式駐車施設単価					
住宅専用床面積による 補助限度額					k			
					i			

(注) 隣地取得型戸建住宅建替の場合は記載不要

a : 大阪市民間老朽住宅建替支援事業建替建設費補助制度補助金交付要綱 別表 3 に定める補助率

j : 「3 費用の明細」の各補助項目の補助対象事業費 (j)

f : 建替事業計画認定時の値を限度とする。

b = a × j 、 f × g (千円未満切り捨て)

k : 補助対象項目ごとの b の合計

i : k ・ 1 のいずれか小さい値

住宅用機械式駐車施設台数は補助対象住戸数の 35% に相当する設置台数を限度とする。

### 3 費用の明細

#### (1) 除却等費

区 分	構 造	補助対象面積 (評価証明面積) A m <sup>2</sup>	事業費 (契約見込額) B 千円	除却費 限度額単価 C 千円/m <sup>2</sup>	限 度 額 D 千円	補助対象 事業費 千円	備 考	大阪市記入欄	
								1	2
除却費等 (整地費を含む)	木 造				A×C	BとDの小さい値			
	非木造								
合 計			E		F	j			

(注) B、D：千円未満切捨て

j：EとFのいずれか小さい値

ただし、既に除却等費の交付決定を受けている場合は、j欄は当該決定に係る値を限度とする

#### (2) 調査設計計画費

構 造	延床面積 G m <sup>2</sup>	区 分	建築設計費 (契約見込額) I 千円	限 度 額 J 千円	住 宅 率 K	補助対象 事業費 j 千円	備 考	大阪市記入欄	
								1	2
<input type="checkbox"/> RC造 <input type="checkbox"/> SRC造 <input type="checkbox"/> S造 <input type="checkbox"/> ( )		実施設計		別表5	%	(IとJの小さい値)×K			
		工事監理		別表6					
合 計									

(注) I、j：千円未満切捨て

G：小数第二位まで（小数第三位以下を切り捨て）とし、実施設計費の申請にあつては建替事業計画承認申請時、工事監理費の申請にあつては建替事業計画認定時の値を限度とする

j：IとJのいずれか小さい値に住宅率（K）を乗じた値

ただし、既に交付決定又は全体設計承認を受けている区分については、j欄は当該決定又は承認に係る値を限度とする

(3) 共同施設整備費

区 分	補助対象面積 N m <sup>2</sup>	事業費 (契約見込額) O 千円	標準的な仕様による 限度額単価 P 千円/m <sup>2</sup>	限度額 Q 千円	補助対象 事業費 j 千円	備考	大阪市記入欄	
							1	2
空地等	通路整備費		外構	N×P				
	児童遊園整備費							
	緑地整備費							
	広場整備費							
	計							
その他の施設	住宅用駐車施設整備費		外構					
	住宅用機械式駐車施設整備費	住宅用機械式駐車施設 台	機械式駐車施設					
	共用通行部分整備費 (昇降機設置工事費以外)	共用通行部分面積	主体			※		
	昇降機設置工事費	延床面積	昇降機設置			※		
	供給処理施設	電気室及び機械室建設費 消防施設整備費 避難施設整備費 監視施設整備費 給水施設整備費 排水施設整備費 電気施設整備費 ガス施設整備費 電話施設整備費 ごみ処理施設整備費 計	延床面積	設備	Oの計とQの小さい値	※		
				※				
				※				
				※				
				※				
				※				
※								
※								
※								
包括積算施設整備費	延床面積	契約見込額×包括積算率	主体+設備+昇降機設置	N×P×包括積算率				

(注) O、Q、j：千円未満切捨て

※の行は包括積算施設整備費を記入した場合は記入不要

N：小数第二位まで（小数第三位以下を切り捨て）とし、建替事業計画認定時の値を限度とする

j：OとQのいずれか小さい値

ただし、既に共同施設整備費の交付決定又は全体設計承認を受けている場合は、j欄は当該決定又は承認に係る値を限度とする

(4) 災害時避難通路整備費

区分	補助対象面積 R ㎡	事業費 (契約見込額) S 千円	標準的な仕様による 限度額単価 T 千円/㎡	限度額 U 千円	補助対象 事業費 千円	備考	大阪市記入欄	
							1	2
通路整備費			外構	$R \times T$	SとUの小さい値			
門扉整備費	門扉 箇所		門扉					
サイン整備費	サイン 箇所		サイン					
合 計					j			

(注) S、U、j：千円未満切捨て

R：小数第二位まで（小数第三位以下を切り捨て）とする

j：SとUのいずれか小さい値の合計

ただし、既に災害時避難通路整備費の交付決定を受けている場合は、j欄は当該決定に係る値を限度とする

4 部分払金に係る申請額計算書

区 分	事業費（契約見込額）				補助基礎額 m 千円	乗 率 Y	今回申請額 千円	備 考	大阪市 記入欄		
	うち、今年度の部分払金								補助対象事業費 X 千円	1	2
	事業費 V 千円	限 度 額 W 千円									
調査設計 工事監理 計画費	建築設計費 I	前払金	$I \times 30\%$	VとWの小さい方		$m / I$	$X \times Y$				
		中間金		V			$X \times Y \times 90\%$				
計							Z				
共同施設 整備費	建設工事費 H	前払金	$H \times 40\%$	VとWの小さい方		$m / H$	$X \times Y$				
		中間金		V			$X \times Y \times 90\%$				
計							Z				

(注) V、W、Z：千円未満切捨て

Y：小数第二位まで（少数第三位以下を切り捨て）とする

大阪市長

補助事業者  
住所

氏名

## 収 支 予 算 書

大阪市民間老朽住宅建替支援事業建替建設費補助制度補助金交付要綱に定める建替にあたり、収支が次のとおりであることを報告いたします。

記

上段：消費税込金額  
(下段：消費税抜金額)

調査設計 計画費	実施設計費	( 円 円)
	工事監理費	( 円 円)
	小 計	( 円 円)
除 却 費 等		( 円 円)
建 設 工 事 費		( 円 円)
合 計		( 円 円)
借 入 れ 金 額		円
自 己 資 金		円
合 計		円

(様式9)

大阪市指令都整 第 号  
令和 年 月 日

様

大阪市長

## 補助金交付決定通知書

令和 年 月 日付けで交付申請のあった件について、大阪市民間老朽住宅建替支援事業建替建設費補助制度補助金交付要綱第6条第4項の規定に基づき、次のとおり交付決定したので通知します。

### 記

1 承認番号

2 補助事業者

住所

氏名

3 建替計画敷地

大阪市

区

4 建替種別

5 補助対象項目

6 交付決定額

\_\_\_\_\_円

7 交付条件

- (1)補助事業の内容、経費の配分又は執行計画の変更をする場合は、市長の承認を受けなければなりません。
- (2)補助事業を中止し、又は廃止する場合には、市長の承認を受けなければなりません。
- (3)補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合には、速やかに市長に報告し指示を受けなければなりません。
- (4)市長が、補助金に係る予算の執行の適正を期するため、補助事業者に対して報告を求め、又はその担当職員に該当補助事業者の事務所、事業所等に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させる必要があると認めるときは、これに協力しなければなりません。
- (5)交付決定に係る事業が完了した場合には、速やかに大阪市長に届け出なければなりません。
- (6)交付決定に係る事業が申請年度内に完了しなかった場合は、本交付決定を取り消します。
- (7)補助事業に係る経費の収支を明らかにした書類、帳簿等を常に整備し、補助事業の額の確定通知日から5年間保存してください。

(様式9-2)

大都整 第 号  
令和 年 月 日

様

大阪市長

## 補助金不交付決定通知書

令和 年 月 日付けで交付申請のあった件について、大阪市民間老朽住宅建替支援事業建替建設費補助制度補助金交付要綱第6条第7項の規定に基づき、次のとおり交付しない旨の決定したので通知します。

### 記

1 補助事業者

住所

氏名

2 建替計画敷地

大阪市 区

3 不交付決定の理由

(様式 10)

令和 年 月 日

大阪市長

補助事業者

住所

氏名

## 補助金交付申請取下書

令和 年 月 日付け大阪市指令都整 第 号で交付決定のあった補助対象事業について、取下げをしたいので次のとおり提出します。

記

1 承認番号

2 交付決定額

円

3 取下理由

(様式 11)

大都整 第 号  
令和 年 月 日

様

大阪市長

## 補助金交付申請取下承認通知書

令和 年 月 日付け大阪市指令都整 第 号で交付決定を行った件の補助金について、取下書の提出があったので、大阪市民間老朽住宅建替支援事業建替建設費補助制度補助金交付要綱第 8 条第 2 項の規定に基づき、次の内容の交付申請の取下げについて、承認したので通知します。

### 記

1 承認番号

2 補助事業者

住所

氏名

3 建替計画敷地

大阪市

区

4 建替種別

大阪市長

補助事業者  
住所

氏名

## 補助金交付変更承認申請書

令和 年 月 日付け大阪市指令都整 第 号で補助金の（交付決定・交付変更承認）を受けた補助対象事業について、当該決定の額を変更したいので次のとおり申請します。

### 記

1 承認番号

2 変更理由

3 交付変更申請額

交付決定額 \_\_\_\_\_円

交付変更申請額 \_\_\_\_\_円

差引増△減額 \_\_\_\_\_円

大阪市記入欄	
チェック 1	チェック 2

様

大阪市長

## 補助金交付変更承認通知書

令和 年 月 日付けで交付変更承認申請のあった件について、大阪市民間老朽住宅建替支援事業建替建設費補助制度補助金交付要綱第 10 条第 2 項の規定に基づき、次のとおり承認したので通知します。

### 記

1 承認番号

2 補助事業者  
住所  
氏名

3 建替計画敷地 大阪市 区

4 建替種別

5 補助対象項目

6 交付変更決定額 交付決定額 \_\_\_\_\_円  
交付変更決定額 \_\_\_\_\_円  
差引増△減額 \_\_\_\_\_円

7 交付条件

- 補助事業の内容、経費の配分又は執行計画の変更をする場合は、市長の承認を受けなければなりません。
- 補助事業を中止し、又は廃止する場合には、市長の承認を受けなければなりません。
- 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合には、速やかに市長に報告し指示を受けなければなりません。
- 市長が、補助金に係る予算の執行の適正を期するため、補助事業者に対して報告を求め、又はその担当職員に該当補助事業者の事務所、事業所等に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させる必要があると認めるときは、これに協力しなければなりません。
- 交付決定に係る事業が完了した場合には、速やかに大阪市長に届け出なければなりません。
- 交付決定に係る事業が申請年度内に完了しなかった場合は、本交付決定を取り消します。
- 補助事業に係る経費の収支を明らかにした書類、帳簿等を常に整備し、補助事業の額の確定通知日から 5 年間保存してください。

様

大阪市長

## 建替事業計画承認、認定及び交付決定取消通知書

大阪市民間老朽住宅建替支援事業建替建設費補助制度補助金交付要綱第 10 条第 3 項の規定に基づき、次のとおり承認、認定及び交付決定を取り消します。

### 記

1 承認番号

2 補助事業者  
住所  
氏名

3 建替計画敷地  
大阪市 区

4 取消理由

- 補助事業が補助要件を満たさなくなった
- 申請または届出を怠った
- その他

( )

(様式 15)

令和 年 月 日

大阪市長

補助事業者

住所

氏名

## 現 地 完 了 検 査 依 頼 書

令和 年 月 日付け大都整 第 号で建替事業計画の（承認・認定・変更等承認）を受けた補助事業について、大阪市民間老朽住宅建替支援事業建替建設費補助制度補助金交付要綱第 11 条第 3 項又は第 11 条の 2 第 2 項の規定に基づき、現地検査を依頼します。

記

承 認 番 号

大阪市長

補助事業者  
住所

氏名

## 実 績 報 告

令和 年 月 日付け大阪市指令都整 第 号で補助金の（交付決定・交付変更承認）を受けた補助対象事業が完了したので、大阪市民間老朽住宅建替支援事業建替建設費補助制度補助金交付要綱第 11 条第 1 項の規定により、次のとおり報告します。

記

1 承認番号

2 補助金の交付決定額 \_\_\_\_\_円

大阪市長

補助事業者

住所

氏名

## 建 替 完 了 報 告

令和 年 月 日付け大阪市指令都整 第 号で補助金の（交付決定・交付変更承認）を受けた補助事業が完了したので、大阪市民間老朽住宅建替支援事業建替建設費補助制度補助金交付要綱第 11 条第 2 項の規定により、次のとおり報告します。

### 記

1 承認番号

2 補助金の交付決定額 \_\_\_\_\_円

大阪市長

補助事業者

住所

氏名

## 建 替 完 了 報 告

令和 年 月 日付け大都整 第 号で建替事業計画の（認定・変更等承認）を受けた補助事業が完了したので、大阪市民間老朽住宅建替支援事業建替建設費補助制度補助金交付要綱第 11 条第 4 項の規定により、次のとおり報告します。

記

1 承 認 番 号

大阪市長

## 領収書等遅延理由書

大阪市民間老朽住宅建替支援事業建替建設費補助制度補助金交付要綱に基づき、(実績・建替完了) 報告を行うにあたり、建設工事費等の支払いを証明する書類等(領収書)の提出が次の理由により遅延いたします。

なお、当該書類につきましては、補助金請求の際・受領後速やかに必要書類とあわせて提出いたします。

領収書等の写しの提出が遅延する理由

(参考例)

・令和〇〇年〇〇月〇〇日付け△△工事請負契約により、工事費の支払いが□□□□のため、完了報告時に領収書を添付することができません。

なお、工事費に係る要支払い額を示す書類として、当該工事費に係る請求書の写しを添付します。

支 払 い 額 金 円

支払い予定日 令和 年 月 頃

補助事業者

住 所

氏 名

大阪市長

補助事業者

住所

氏名

## 収 支 報 告 書

大阪市民間老朽住宅建替支援事業建替建設費補助制度補助金交付要綱に定める建替にあたり、収支が次のとおりであることを報告いたします。

記

上段：消費税込金額  
(下段：消費税抜金額)

調 査 設 計 計 画 費	実 施 設 計 費	( 円 )
	工 事 監 理 費	( 円 )
	小 計	( 円 )
除 却 費 等	( 円 )	
建 設 工 事 費	( 円 )	
合 計	( 円 )	
借 入 れ 金 額	円	
自 己 資 金	円	
合 計	円	

大阪市長

補助事業者

住所

氏名

## 建 替 完 了 報 告

令和 年 月 日付け大都整 第 号で建替事業計画の（承認・変更等承認）を受けた補助事業が完了したので、大阪市民間老朽住宅建替支援事業建替建設費補助制度補助金交付要綱第 11 条の 2 第 1 項の規定により、次のとおり報告します。

### 記

1 承 認 番 号

2 補助金の交付決定額

補助対象項目 除却 実施設計 工事監理 災害時避難通路整備  
交付（交付変更）決定額 \_\_\_\_\_ 円

補助対象項目 除却 実施設計 工事監理 災害時避難通路整備  
交付（交付変更）決定額 \_\_\_\_\_ 円

交付（交付変更）決定額の合計 \_\_\_\_\_ 円

様

大阪市長

## 補助金の額の確定通知書

令和 年 月 日付けで（実績・建替完了報告）のあった件について、大阪市民間老朽住宅建替支援事業建替建設費補助制度補助金交付要綱第 12 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり補助金の額が確定したので通知します。

### 記

1 承認番号

2 補助事業者

住所  
氏名

3 建替計画敷地

大阪市 区

4 建替種別

5 補助対象項目

6 確定補助金額 \_\_\_\_\_円

(注) 補助事業に係る経費の収支を明らかにした書類、帳簿等を常に整備し、補助事業の額の確定通知日から5年間保存してください。

(様式 18)

大都整 第 号  
令和 年 月 日

様

大阪市長

## 検 査 適 合 通 知 書

令和 年 月 日付けで建替完了報告のあった件について、大阪市民間老朽住宅建替支援事業  
建替建設費補助制度補助金交付要綱第 12 条第 2 項の規定に基づき、建替事業計画に適合していると認め  
たので通知します。

記

1 承 認 番 号

2 補 助 事 業 者

住 所  
氏 名

3 建 替 計 画 敷 地

大阪市 区

4 建 替 種 別

(注) 「領収書等遅延理由書」を提出の場合、必要書類の提出がなければ、本通知を取消し、補助金を  
返還していただきます。

(注) 補助事業に係る経費の収支を明らかにした書類、帳簿等を常に整備し、補助事業の額の確定通知  
日から 5 年間保存してください。

様

大阪市長

## 補助金交付決定取消兼返還請求書

令和 年 月 日付け大阪市指令都整 第 号で交付決定を行った件の補助金については、受給方法が不正に行われていたことが明らかになったので、大阪市民間老朽住宅建替支援事業建替建設費補助制度補助金交付要綱第 15 条及び第 22 条の規定に基づき補助金交付決定の取消しを行うとともに、次のとおり補助金の返還を命ずる。

### 記

1 承認番号

2 補助事業者

住所  
氏名

3 建替計画敷地

大阪市 区

4 返還金額

5 返還期限

6 取消理由

(注) 補助金返還額は、同封の納入通知書により返還期限までに公金取扱銀行に納付してください。

(様式 20)

大阪市指令都整 第 号  
令和 年 月 日

様

大阪市長

## 補助金事情変更による交付決定取消・変更通知書

令和 年 月 日付け大阪市指令都整 第 号で交付決定を行った件の補助金については、大阪市民間老朽住宅建替支援事業建替建設費補助制度補助金交付要綱第 16 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり取消・変更したので通知します。

### 記

- 1 取消・変更の内容
- 2 取消・変更の理由

大阪市長

補助事業者

住所

氏名

## 全体設計承認申請書

大阪市民間老朽住宅建替支援事業について、全体設計承認を受けたいので、大阪市民間老朽住宅建替支援事業建替建設費補助制度補助金交付要綱第6条第3項に基づき、必要書類を添えて次のとおり申請します。

記

1 承認番号

2 建替計画敷地 大阪市 区

3 全体設計承認申請額 \_\_\_\_\_年度 \_\_\_\_\_円

\_\_\_\_\_年度 \_\_\_\_\_円

\_\_\_\_\_年度 \_\_\_\_\_円

大阪市記入欄		
住市総建替種別	チェック1	チェック2

(様式 22)

大都整 第 号  
令和 年 月 日

様

大阪市長

## 全体設計承認通知書

令和 年 月 日付けで申請のあった全体設計承認申請については、大阪市民間老朽住宅建替支援事業建替建設費補助制度補助金交付要綱第6条第9項の審査の結果、承認となりましたので通知します。

### 記

1 承認番号

2 建替計画敷地

大阪市 区

### (注)

- 完成予定年度まで毎年4月1日（その日が休日である場合は、同日以後の直近の休日でない日）に、本承認にかかる交付申請書類を提出してください。手続きを怠ったときは、補助金の交付を受けることができなくなります。
- 補助事業に係る経費の収支を明らかにした書類、帳簿等を常に整備し、補助事業の額の確定通知日から5年間保存してください。
- 補助事業の内容、経費の配分又は執行計画の変更をする場合は、市長の承認を受けなければなりません。
- 補助事業を中止し、又は廃止する場合には、市長の承認を受けなければなりません。
- 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合には、速やかに市長に報告し指示を受けなければなりません。
- 市長が、補助金に係る予算の執行の適正を期するため、補助事業者に対して報告を求め、又はその担当職員に該当補助事業者の事務所、事業所等に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させる必要があると認めるときは、これに協力しなければなりません。

大阪市長

補助事業者

住所

氏名

### 全体設計変更承認申請書

令和 年 月 日付け大都整 第 号で（全体設計承認・全体設計変更承認）のあった補助事業について、当該承認の内容を変更したいので次のとおり申請します。

記

1 承認番号

2 建替計画敷地 大阪市 区

3 変更理由

4 変更内容

変更前 \_\_\_\_\_年度 \_\_\_\_\_円

\_\_\_\_\_年度 \_\_\_\_\_円

\_\_\_\_\_年度 \_\_\_\_\_円

変更後 \_\_\_\_\_年度 \_\_\_\_\_円

\_\_\_\_\_年度 \_\_\_\_\_円

\_\_\_\_\_年度 \_\_\_\_\_円

大阪市記入欄		
住市総建替種別	チェック1	チェック2

様

大阪市長

## 全体設計変更承認通知書

令和 年 月 日付けで申請のあった全体設計変更承認申請については、大阪市民間老朽住宅建替支援事業建替建設費補助制度補助金交付要綱第 10 条第 2 項の審査の結果、承認となりましたので通知します。

### 記

1 承認番号

2 建替計画敷地

大阪市 区

### (注)

- 完成予定年度まで毎年 4 月 1 日（その日が休日である場合は、同日以後の直近の休日でない日）に、本承認にかかる交付申請書類を提出してください。手続きを怠ったときは、補助金の交付を受けることができなくなります。
- 補助事業に係る経費の収支を明らかにした書類、帳簿等を常に整備し、補助事業の額の確定通知日から 5 年間保存してください。
- 補助事業の内容、経費の配分又は執行計画の変更をする場合は、市長の承認を受けなければなりません。
- 補助事業を中止し、又は廃止する場合には、市長の承認を受けなければなりません。
- 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合には、速やかに市長に報告し指示を受けなければなりません。
- 市長が、補助金に係る予算の執行の適正を期するため、補助事業者に対して報告を求め、又はその担当職員に該当補助事業者の事務所、事業所等に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させる必要があると認めるときは、これに協力しなければなりません。